

最 終 陳 述 書

人事院公平委員会 殿

平成29年4月14日

請求人 三井 環

記

1、平成29年2月24日、人事院公平委員会が実施した公開口頭審理において、無言電話がかかってきた翌日、兵庫県警本部に無言電話がかかってきた旨、通報し、馬場が対応したが、灘署の係長が三井環の伯母の山の自宅を訪ねて来た」と陳述した。

その後、三井環が妻に尋ねてみると、無言電話が掛ってきた時には、妻も側で聞いており、妻は、「NTTに無言電話がかからないようにするためには、どうしたらいいですか?」と、尋ねると、その方法はないということであった。

翌朝、三井環は兵庫県警本部に連絡をすると、県警本部の馬場と、灘署の係長の二人が、伯母の山の自宅を訪ねて来た。

2月24日の三井環の陳述では、係長が一人で訪ねて来た」と陳述したが、それは記憶間違いで、二人で訪ねて来た」と訂正したい。

検察は、その両名の警察官からは、無言電話につき、裏付け捜査は全くしていなかったことが判明した。裏付け捜査をすれば、無言電話がかかってきたことは事実であるので、そうすると、三井環を起訴し難くなるので、意図

的に裏付けをしなかったものと思われる。

2、居住の意思の有無については、既に詳述したように、虚偽申請であれば、登録免許税法によると、正規の金額と軽減した金額との差額を徴収するのが建前である。

ところが、現在まで、徴収は全くされていない。このことは、検察が暴走し、虚偽申請だと主張したが、他の機関は虚偽申請ではないと判断したものである。

自ら居住する意思がなければ、何故に鍵の引き渡し、家具等の事前撤去を何度も要請する必要はないであろう。結局、三井環は偽物の鍵を渡され、亀谷側は家具等の事前撤去をしないで、約7か月間、居座り続けたのである。

更に追加したいのは、甲第60号証として、人事院宛に提出した日本タイムズの記事によると、三井環は平成14年4月18日の夜、四国タイムズの社長川上が伯母の山の三井環宅に宿泊した際に、「連休明けの告発がすめば、検察を辞める。神戸に、既に物件の用意（北野ダイヤハイツ501、502号）はし、弁護士事務所兼住まいに改造する。」と、打ち明けている。との、記事内容である。

2月24日の口頭審理において、傍聴していた川上道大は挙手をして発言をしようとしたが、人事院委員に制止された。その発言しようとした内容が、上記の記事の内容であった。

三井環は、上記口頭審理において、委員からの4月18日の夜の件についての質問があったが、記憶が定かでなかったため、正確な回答が出来なかつ

た。そのため、川上が挙手をして、助け船の発言しようとした。

人事院の委員からは、口頭審理において、住民票を三井環一人が移動している点について、疑惑があるかのような質問があった。住民票を三井環が先に移動し、家族が後から移動することについては、それぞれの立場で対応しているのであって、三井環が住民票を移動したのは、平成13年7月24日であり、当時、次男は公立の中学校に通学していた。学校との関係で、その時期に住民票を移動すると、転校等を余儀なくされる可能性があった。

杓子定規的に、こうではないかと断定するのは極めて危険で、その場、その場で対応していくのが社会常識である。

また、委員の一人は、寝屋川の物件は、「入居予定」であったのに、本件は、「入居済み」となっているが、どういうことかと質問があった。「入居予定」というのは、字のとおりであって、「入居済み」というのは、鍵等の引き渡しを何度も依頼していたので、直ちに入居出来ると思ったので、「入居済み」とした。

ところが、偽物の鍵を手渡されたため、入居することが不可能となった。まさか偽物の鍵を手渡されるとは、夢にも思っていなかった。

ただ「入居予定」と「入居済み」は、自ら居住する意思さえあれば、軽減措置を受けられるのである。したがって、大きな違いはない。「入居済み」は、虚偽申請だというのであれば、先ほどから述べているとおり、虚偽申請に対する対応を行政機関（法務局）はとるべきであった。それをとらないということは、法務局は、虚偽申請でないということを認めていたことになる。

法務省の代理人から、契約で約定していた登録免許税の金額等は、亀谷側

が支払ったとの質問があったが、約定どおり支払うのは当たり前のことである。ただし、約定にある2000万円の売買代金は、一円も亀谷側は支払って貰っていない。

それどころか、亀谷側は、怪文書を元荒川洋二大阪高検検事長を訪ねて、手渡し、その怪文書が結局は、虚構のストーリー作りに利用し、三井環を逮捕する手段に検察は使った。

法務省の代理人の一人は、期限までに残金を支払わない場合には、三井環が支払った保証金は没収されるのではないかと、という質問があった。それは、三井環が元々、居住の意思がないが、保証金を没収されるのがイヤで、居住することにしたのではないかと、という内容のことを質問しているのではないかとと思われる。

しかし、元々、落札の目的は自らが居住し、弁護士事務所に使用しようとして落札したのである。ところが、亀谷側が嫌がらせ電話や、買戻しの申し出をしてきたりして、三井環の本件物件の取得を妨害してきた。亀谷側は、暴力団であるので、スムーズに物件の引き渡しを行うために、亀谷側の言い分を聞いてきた。三井環は、亀谷側が資金2、000万円を用意出来ないであろうことは、渡真利の話を聞いて平成13年7月に判明したので、自ら居住するため、銀行ローンを組もうと、さくら銀行の岡田を訪ねて、必要な手続を聞いた。その際に、岡田から詳細を聞かれ、三井環は、自らが居住し、将来は弁護士事務所にするつもりであると、話をした。現在、メゾン甲子園に住宅ローンを使って購入しているので、住宅ローンは2か所で使えないので、フリーローンで対応したいと、岡田は説明した。

メゾン甲子園については、どうするのですかという質問があったので、賃貸に回す予定であると説明した。

メゾン甲子園は、いわゆるファミリーマンションで、その中で、事務所や店舗に利用することは出来ない。他方、北野ダイヤハイツは事務所等に利用することが可能で、現に公認会計士事務所や店舗が存在していた。

したがって、メゾン甲子園では、弁護士事務所を開設することは不可能であった。

その違いを、人事院公平委員会は、よく認識してほしい。

平成13年8月1日に融資を受け、その後、三井環自身が毎月支払を続けた。亀谷側の利益のために、わざわざローンを組む必要がないことぐらいは、わかってもらえると思う。

検察が作ったストーリーは、亀谷側の利益のため、三井環がローンを組み、支払続けたということになるが、共謀性のストーリーそのものが、極めて不可解で、それぐらいのことは、経験則に則して判断すれば、そのような共謀性が認定されるべきではないことぐらいは、わかって貰えるのではないか。

あとで述べる証人原田明夫を却下したことは、公平委員は、裏金作りの「ウ」の質問もなく、審理を通じて感じることは、森山真弓元法務大臣がした「懲戒免職処分」を、人事院公平委員会は何とか維持したいがため、必死になって三井環の方のあら捜しをしている姿が目に映る。

これは、三井環だけが感じたことではなく、傍聴人、市民連帯の会のホームページを見て、ブログ等に発信された多くの人の目にも映っている。

3、原田明夫証人については、平成29年3月15日付で、人事院公平委員長は、「請求者から平成29年1月7日付で、申し立てのあった証拠調べ（証人尋問申請）については、人事院規則13-1 第49条の規程に基づき却下します」との通知があった。

49条というのは、いわゆる時期に遅れ、審議の進行が著しく遅延すると認める場合、これを却下するという規程である。

時期に遅れたというのは、むしろ人事院公平委員会の方で、三井環が出所したのは、平成22年1月18日である。ところが、その後、人事院からは何の音沙汰もなく、平成28年3月頃から、人事院公平委員会は動き出し、口頭審理の通知は、それ以後である。実に、平成22年1月から約6年ぶりのことである。

三井環は約6年間にわたって、多大の精神的苦痛を受けた。人事院公平委員会はあわただしく、次から次へと、三井環に対して、これこれを提出してくださいという要請をし、平成29年1月7日くらいまでに、三井環は人事院へ各種の書類を提出した。

なぜ、約6年もの空白期間をおいたのであろうか？たぶん上層部から、早く結論を出すようにとの指示があったものと思われる。

ところが、証人原田明夫については、時期に遅れたなどという屁理屈をつけて却下したのである。

原田明夫は、平成29年4月6日死亡した。もはや、原田明夫から直接、聞くことは不可能となった。原田明夫の証人ポイントは、既に甲号証で提出済みの週刊朝日、2002年5月17日の「検察腐敗、暴露シナリオ」の中

の、「検察首脳が不正経理を自供」という囲み記事である。この首脳というのは、当時の原田明夫検事総長のことで、会話の内容が録音テープに記録されている。その記事の中で、原田明夫は、「問題の調査活動費の実態については？」との、朝日新聞東京本社、週刊朝日の記者連中の質問に対し、「昔はありました。でも今はやっていません。昔、ひどい使い方をしていたのは事実です。私も問題だと思っていましたから・・・」「それなら何故、検察は今まで調活問題で知らない顔をしていたのか？」との記者の質問に対し、「それは、まあ、組織防衛上、仕方がなかったということでしょう。私自身は直接、関わっていなかったし・・・」

原田明夫検事総長は、調活費の不正支出の事実を認めた。

4月22日の三井環逮捕後の記者会見では、原田明夫検事総長も、森山真弓法相も、「事実無根」と否定していた。これは一体どういうことか。原田明夫検事総長に再び記者連中が聞いた。「あの発言は、現在はやっていないということで、過去に遡った話ではない」と、原田明夫は答えた。

しかし、過去に不正支出があったとすれば、検察はその不正を隠すために、次から次へと不法を犯す羽目に陥ったのではないか。

その点を中心に、尋問をしたかったのである。三井環が解説をすると、平成11年1月、「正義を求める・・・」という人から、内部告発があった。慌てた法務省は、全国八高検の次席検事を招集し、2-3回、対策会議を実施した。現場サイドでは、調査活動費予算そのものを返上すべきだという意見が多かった。その結果、法務省が示した結論は、返上すれば大蔵省にそれでは今まで何に使っていたのか説明がつかないということで、結局は、調査

活動費予算を返上しないことになった。

平成11年3月頃、法務省付けの検事と事務官が八高検を回って説明会が実施された。名古屋高検でも説明会が実施され、管内地検の幹部、検事、事務官が参集し、三井環も出席した。法務省はマニュアルを作成し、このような形で従前の裏金作りを止め、支出してくださいとの説明があった。これらの資料は三井環事件の刑事記録事件に添付されてある。

そして、3割方を公安調査庁に回すことになった。それだけ、検察庁予算は金額が少なくなり、毎年、徐々に、検察庁の調査活動費予算は減っていった。

三井環が告発した時期は、原田明夫検事総長がいう「昔、ひどい使い方をしていたのは事実です」という時期である。

そういう重大な争点であるのに、人事院公平委員会は、時期に遅れたという口実をつけて、原田明夫証人の申請を却下した。

人事院公平委員会のやり方は、明らかに不法却下である。その後、原田明夫が死亡したため、本人の口から聞き出すことは永久に出来ない。ただ録音テープという物証が残っている。

この原田明夫の証人申請却下をみても、法務省側にべったりと、人事院公平委員会はくっついていることが、明らかである。

4、平成29年3月26日付、亀谷直人から三井環宛に手紙が来た。驚くべき内容である。当時の三井環事件の公判を担当した大島検事が、渡真利忠光に現金をやるなど、判決が確定するまで、虚構のストーリーを守るよう、何

度も口封じが続いていた。

大島検事と渡真利は直接電話したり、会ったりした、その内容が渡真利から亀谷直人宛のハガキに、渡真利が記載し、郵送していた。

大島は、退職し、梅田の公証人になっている。今でも交際は続いているようである。

亀谷直人が八重洲の富士屋ホテル前で、2億円をめぐる、山健組の鶴城を射殺した。その後、渡真利忠光は、亀谷直人の服役中に養子縁組をした。現在は「亀谷忠光」である。

今まで、亀谷忠光の住所や職業等がわからなかったが、平成29年3月頃、市民連帯の会の会員の一人が、亀谷忠光の住所、職業などを発見した。

亀谷直人の説得により、亀谷忠光が事件の真相を語ると云っている。

大坪弘道については、三井さんには気の毒なことをしたと謝罪しているという。

最近、大坪弘道の住所が判明したので、三井環が手紙を出す予定である。

また、亀谷忠光については、大島公証人から（弱みに付け込んで）、金を無心しているとの市民連帯の会の会員であるマスコミ通報により、判明したので、大阪府警察本部に、三井環の実名で通報する予定である。

5、人事院公平委員会は、三井環の事件で重箱の隅を楊枝でほじくるようなことばかりをせずに、裏の真相に目を向けるのが当然である。

法務大臣の代理人は、亀谷直人に対して、ネジを巻きなおすことをしないで（しゃべるなどということ）、賢明な対応をしている。

ネジを巻きなおせば、後が残るので、金田法務大臣を追及する材料にもなりかねない。

亀谷忠光が舞台に登場するのは、人事院公平委員会では無理である。もはや法務大臣側を向いていることは、三井環だけでなく、傍聴人の人たちも、同様の考え方を持っている。

そこに、亀谷忠光を登場させれば、結果は明らかで、だから登場させるわけにはいかない。

いずれ、登場することになるが、笑いものにならないようにしてほしいものである。

なお、刑事事件の三井環の弁護人に対しても、資料を提供している。結論は、三井環事件を捜査した大阪地検特捜部が一丸となって、虚構のストーリーを作ったことが、公表され、犯罪者は大阪地検特捜部の高田特捜部長、大仲主任検事、大島公判担当検事、大坪弘道検事、野口副検事らの一大疑獄事件として公表されるであろう。

6、三井環事件が約15年経過したが、その間に、大阪地検特捜部のほとんどの検事が退職し、その多数が大阪で弁護士、大島だけが梅田で公証人になっている。その多くが原田明夫の口封じのやり方について、疑問を感じている。情報がとれているその一つが、大仲主任検事がザ・スクープの取材が4月22日、昼からであったことを知らなかったとの法廷での証言であった。が、4月22日昼からのザ・スクープの取材があることを、大仲主任検事が知っていたことが判明した。したがって、大仲主任検事の法廷での証言は虚

偽である。口封じ逮捕でないことを、極力避けるため、ザ・スクープの取材。収録について、知らなかったと証言したと思われる。

したがって、三井環は、それらの情報を下に、2月24日の口頭審理において説明をした。

7、三井環は、あまりにも不正義で、かつ経験則に反する理由付けで、人事院公平委員会が結論を出した場合には、人事院公平委員会制度を廃止し、第三者機関を設置するための立法化運動を展開する予定である。

参議院会館を利用して、国会議員らを集め、人事院公平委員会は、どのような対応をしたかを中心に話を進め、人事院公平委員会を廃止し、第三者機関を設置する立法化運動に賛同者を集めたい。

以上